ストレスチェックのご案内

～会員の皆様に信頼できるストレスチェック実施機関を紹介します！～

労働者が 50 名以上の事業者は、常時使用する労働者に対し、1 年以内毎に 1 回、定期にストレスチェックを行うことが安衛法上の義務（安衛法第 66 条の 10）となっています。また、**50 人未満の事業場についても、令和 10 年（2028 年）4 月 1 日から義務化されます。**

当協会では、ストレスチェックについて、中央労働災害防止協会と業務提携し、**中央労働災害防止協会のストレスチェックサービスを紹介しています。**

なお、**当協会の会員は、初回は特別割引価格でストレスチェックを受けられます。**

詳しくは下記専用リーフレットをご確認ください。

① ストレスチェック実施者を定めている事業場用リーフレット

② ストレスチェック実施者を定めていない小規模事業場（労働者 50 名未満）用リーフレット

※ストレスチェックの実施者とは、労働安全衛生法に基づき、従業員の心理的な負担の程度を把握する検査の企画や結果の評価を行う専門家（医師、保健師等）で、一般的には産業医が実施者になっているケースが多く見受けられます。